第7章 歴史的風致維持向上施設の整備 及び管理に関する事項

7-1.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本市の歴史的風致の維持向上にあたっては、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進」、「歴史や伝統を反映した活動の継承への支援」、「歴史的建造物の保存・活用の推進」、「歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開」の5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組みの底上げ、及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設(地域の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業を優先的かつモデル的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

事業については、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を充分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。

管理については、施設の管理者や関係課、行政機関等と十分な協議や調整の上、今後も適切に管理する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行うこととする。

なお、今後も発掘調査や史料文献調査等を継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図っていく。

このような基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

7-2.歴史的風致の維持向上に資する事業一覧

前項の基本的な考え方を踏まえて、実施する事業を以下に示す。

(1)歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

本市固有の歴史文化資産の調査研究や、市民や来訪者が歴史的風致を理解し、楽しむことができる機会の創出やわかりやすい情報発信を行い、その普及啓発を図る。

〈実施事業〉

- 1-1. 岡崎城跡発掘等調査事業
- 1-2. 文化財保存活用地域計画策定事業
- 1-3. 郷土読本作成等事業
- 1-4. 歷史学習教室等事業
- 1-5. 案内人養成・支援事業
- 1-6. 歷史的建造物実態調查事業



(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

本市の歴史的風致を形作り、長い年月をかけて培われてきた地域の文化でもある祭礼や伝統行事等の活動について、その特徴や重要性等を地域住民や来訪者に広く周知するとともに、確実に後世に継承・伝承していくために、記録作成、担い手の確保や育成を目的とした支援を行う。

〈実施事業〉

- 2-1.無形民俗文化財等調查支援等事業
- 2-2. 伝統的技術·活動継承支援等事業



(3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

地域の歴史的風致の核となる歴史文化資産については、地域の歴史文化やまちなみの特徴を表す重要な構成要素であり、良好な状態に保つことが歴史的風致の維持向上に不可欠である。このことから、適切な修理・修景や復原を行うほか、一般公開にも努め、交流拠点とし

ての活用など、その保存と活用を図る。

また、未指定文化財の中でも歴史的価値の高い建造物等は、適切な価値評価を行った上で、保存と活用を進める。

〈実施事業〉

- 3-1. 岡崎城跡(岡崎公園)整備事業
- 3-2. 文化財建造物保存修理事業
- 3-3. 歷史的建造物修理·修景事業
- 3-4. 歴史的建造物復元等整備事業



(4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

まちなみ景観を構成する建造物等の修理・修景のための助成や道路の美装化、無電柱化、 景観の阻害となるものの除去や修景など歴史的な環境と調和した整備を行うことにより、歴 史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成を図る。

〈実施事業〉

- 4-1.無電柱化事業
- 4-2. 道路美装化事業
- 4-3. まちなみ景観整備事業
- 4-4. 景観阻害要素除去事業



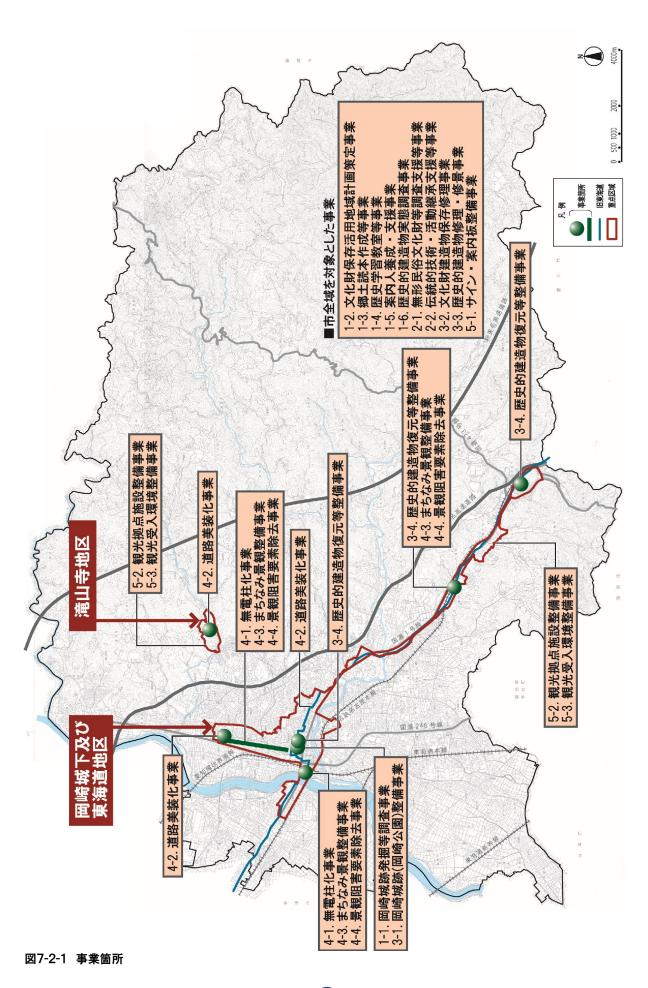
(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、アクセス道路や駐車場対策も講じて快適に周遊、散策できるよう回遊性を高めるとともに、着地型観光に向けた受入環境整備の促進も図る。

〈実施事業〉

- 5-1.サイン・案内板整備事業
- 5-2. 観光拠点施設整備事業
- 5-3. 観光受入環境整備事業





7-3.事業の内容

(1)歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

		事業番号	1-1
事業名	岡崎城跡発掘等調査事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	昭和 55 年度(1980)~令和7年度(2025)		
支援事業名	平成 28 年度(2016)~:市単独事業 平成 29 年度(2017)~令和元年度(2019):社会資本整備総合交付金(都市再生 整備計画事業)		
事業箇所	重点区域(岡崎城跡)		
事業概要	市指定史跡岡崎城跡の価値を高め、保存・活用する	ことを目的に、	発掘調査や文

献調査などの詳細調査を実施する。



図7-3-1 岡崎城跡 菅生曲輪



図7-3-2 岡崎城跡 東曲輪

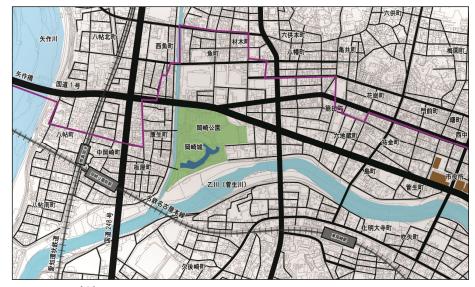


図7-3-3 岡崎城

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

本市を代表する歴史文化資産である岡崎城跡の調査を進めることは、当該史跡 の歴史的価値が改めて証明されるとともに魅力が一層高まり、本市の歴史文化資産 に対する市民の愛着と親しみがさらに醸成されることが期待されることから、歴史的 風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-2 事業名 文化財保存活用地域計画策定事業 事業主体 岡崎市 事業期間 平成 28 年度(2016)~令和3年度(2021) 支援事業名 平成 28 年度(2016):市単独事業 平成 29 年度(2017)~令和2年度(2020):文化遺產総合活用推進事業 市全域 事業箇所 事業概要 指定・未指定に関わらず、文化財を幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺 環境まで含めて総合的に保存、活用していく市の基本的な考え方や文化財保護行 政の方向などを示した「文化財保存活用地域計画」の策定を行う。

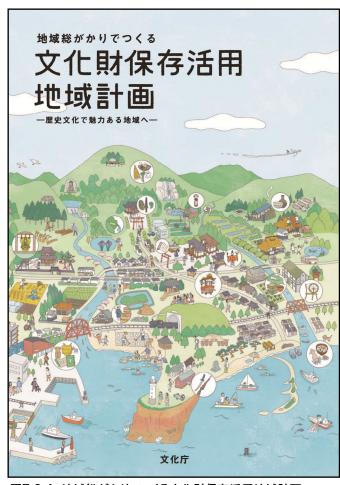


図7-3-4 地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由 「文化財保存活用地域計画」は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や 方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文 化財を生かした地域づくりの方向性を示すものとしてまとめられるものであることから、 歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 事業名 **郷土読本作成等事業**事業主体 岡崎市

事業期間 昭和5年度(1930)~令和7年度(2025)

支援事業名 市単独事業

事業箇所 市全域

事業概要

岡崎市では、小中学校の郷土読本を毎年改定し、発行しているが、今後も継続し、地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する誇りと愛情をもち、地域の一員としての自覚を高める。 また、市内 47 小学校区ごとに学区内の歴史、文化、自然、自慢などについて整理し、全ての学区を一冊の本『岡崎まちものがたり(完成版)』にまとめる。各学区の図書室や小中学校の蔵書とするとともに、岡崎市のプロモーション資料としても活用する。



図7-3-5 郷土読本「岡崎」中学校編



図7-3-6 郷土読本「おかざき」小学校編

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

歴史読本を活用し、各学校で活用を進めることで、子ども達の「郷土への関心や愛着(岡崎の心の醸成)」を深めることができる。また、地域住民が、自らが暮らす地域の歴史、文化、自然などを改めて見直し、それを冊子としてまとめる過程に自らが参画することで、地域の歴史や文化などに一層の愛着と親しみを醸成させ、地域の誇りとして大切に継承していくことに繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-4 事業名 歴史学習教室等事業 事業主体 岡崎市 事業期間 昭和 41 年度(1966)~令和7年度(2025) 支援事業名 昭和 41 年度(1966)~:市単独事業 平成30年度(2018)~令和4年度(2022):社会資本整備総合交付金(街なみ環境 整備事業) 市全域 事業箇所 事業概要 文化財への市民の理解を深めるための講座(文化財移動教室、親子文化財教室 等)を企画、準備し、開催する。また、子供向けの歴史学習教室を開催し、小学校低 学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。



図7-3-7 文化財移動教室



図7-3-8 親子文化財教室

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由 文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、自らが暮らす地域の文化財に対して愛着と誇りを育み、さらには文化財の保存活動などへの参加意識をも芽生えさせることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

 事業名
 案内人養成・支援事業

 事業主体
 岡崎市

 事業期間
 平成9年度(1997)~令和7年度(2025)

 支援事業名
 市単独事業

 事業箇所
 市全域

 事業概要
 岡崎の歴史文化資産の奥深い魅力、人々の伝統的な活動、まちなみと現在の岡崎市を同行して案内する観光ガイド(歴史かたり人)を専門の養成講座により、その知

識や技能の向上に向けた養成及び活動の支援を行う。



図7-3-9 案内人養成の勉強風景(イメージ: 岡崎市)



図7-3-10 案内人養成の研修風景(イメージ: 岡崎市)

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由 観光ガイドは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関しての情報提供者の役割を担うとともに、本市を訪れる多くの人の歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

 事業名
 歴史的建造物実態調査事業

 事業主体
 岡崎市

 事業期間
 平成 28 年度(2016)~令和7年度(2025)

 支援事業名
 市単独事業

 事業箇所
 市全域

 事業概要
 未指定・未登録の歴史的建造物に対する調査研究を、あいちヘリテージマネージ

う。



ャー(建築士)に依頼し、文献調査、関係者へのヒアリング調査、現地調査等により行

図7-3-11 旧アイチ味噌溜店舗



図7-3-12 旧野村家住宅(米屋)

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

未指定文化財の調査研究を進めることは、価値ある歴史的建造物の発見、個々の文化財の保存・活用、また、本市の歴史的風致の再発見や価値付け、魅力アップにもつながる取組みでもあることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

事業番号 2-1 事業名 無形民俗文化財等調査支援等事業 事業主体 岡崎市 事業期間 平成 15 年度(2003)~令和7年度(2025) 支援事業名 平成 28 年度(2016)~:市単独事業 平成 28 年度(2016)~平成 29 年度(2017):民俗文化財調査費国庫補助 令和3年度(2021)、令和4年度(2022): 民俗文化財伝承·活用等事業費国庫補助 事業箇所 市全域 事業概要 指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報 発信を行い、また、未指定文化財を含めた民俗文化財の活動を支援し、文化財の 保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後 継者の確保、また民俗文化財の伝承の支援を行う。

<滝山寺鬼祭り調査の様子>



図7-3-13 松明作り



図7-3-14 行列

<祭礼山車の様子>



図7-3-15 矢作神社の祭礼山車



図7-3-16 能見神明宮の祭礼山車

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

地域固有の民俗文化財などに関わる活動記録の作成や情報発信、活動支援は、 民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるきっかけになるとともに、担い手や後継 者の確保、さらにはそれらの民俗文化財を活かした地域の活性化にも資することが 期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 2-2

事業名	伝統的技術•活動継承支援等事業	
事業主体	岡崎市	
事業期間	昭和 54 年度(1979)~令和7年度(2025)	
支援事業名	市単独事業	
事業箇所	市全域	
事業概要	伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術する者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行う。	 • •

伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。







図7-3-18 伝統的技術の展示

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由 本市の発展を支えてきた各種の伝統工芸、活動に携わる者への支援を行うことは、本市の産業技術力の維持及び向上を図るだけでなく、それらの工法を取り巻く環境の保全や、今後観光資源としての位置付けをも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



(3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

事業番号 3-1 事業名 岡崎城跡(岡崎公園)整備事業 事業主体 岡崎市 事業期間 平成 15 年度(2003)~令和7年度(2025) 支援事業名 令和2年度(2020)、令和3年度(2021):歴史活き活き!史跡等総合活用整備事 業費国庫補助 事業箇所 重点区域(岡崎公園) 事業概要 市文化財に指定されている史跡岡崎城跡(岡崎公園)を、その歴史、自然、文化、 観光等の資源を活用した城址にふさわしい公園として再整備を進める。また、史跡 岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣の修復を行う。そして、「史跡岡崎城跡 整備基本計画(平成 15 年度)」を改訂し、史跡や岡崎公園の歴史的価値を活かし

た、観光客や市民に親しまれる公園としての整備の推進を行う。

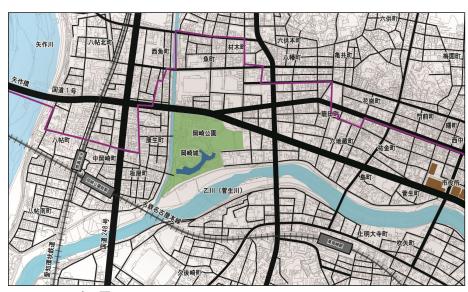


図7-3-19 岡崎公園

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

本市における歴史文化資産の代表の一つとして位置付けられる岡崎城跡の整備をすること、現行の「史跡岡崎城跡整備基本計画」の改定を行うことは、ともに岡崎城跡の保存、管理、整備及び活用に関する適切な施策を検討することになることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 3-2 事業名 文化財建造物保存修理事業 事業主体 岡崎市、所有者等 事業期間 昭和 27 年度(2015)~令和7年度(2025) 支援事業名 平成 28 年度(2016)~:市単独事業 平成 28 年度(2016)~平成 29 年度(2017): 文化財建造物等を活用した地域活性 化事業 市全域 事業箇所 事業概要 文化財建造物の保存修理事業に対し補助を行う。重要文化財建造物である旧額 田郡公会堂及物産陳列所は保存活用計画を作成した上で、保存修理事業を行う。



図7-3-20 旧額田郡公会堂



図7-3-21 旧額田郡物産陳列所

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由 当該事業は、歴史的建造物などの滅失や荒廃の原因の一つにあげられる、所有者や管理者に対する修理費用の負担を和らげることが可能になる。また、保存修理事業を実施することにより、良好なまちなみ景観の形成や岡崎市の歴史の周知に資することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 3-3 事業名 歴史的建造物修理・修景事業 事業主体 岡崎市、所有者等 事業期間 平成 24 年度(2012)~令和7年度(2025) 支援事業名 平成 28 年度(2016)~:市単独事業 平成 29 年度(2017)~令和4年度(2022):社会資本整備総合交付金(街なみ環境 整備事業) 平成30年度(2018):地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト) 事業箇所 市全域 事業概要 景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定し ている建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して支援する。

<修景事例>



図7-3-22 米屋(修景前)



図7-3-23 米屋(修景後)



図7-3-24 まるや八丁味噌(修景前)



図7-3-25 まるや八丁味噌(修景後)

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

修理・修景によって、歴史的風致の核となる歴史的な建造物が保全され、歴史的 風致の構成要素である歴史的まちなみ景観の形成につながることから、歴史的風致 の維持及び向上に寄与する。

 事業名
 歴史的建造物復元等整備事業

 事業主体
 岡崎市

 事業期間
 平成 29 年度(2017)~令和7年度(2025)

 支援事業名
 平成 29 年度(2017)~: 市単独事業 平成 29 年度(2017)~令和元年度(2019): 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)令和元年度(2019)~令和3年度(2021): 社会資本整備総合交付金(街なみ環境製事業)

 事業箇所
 重点区域(月見櫓、御旗公園、菅生川端石垣、籠田総門、大手門、旧本宿村役場、藤川宿路本事が等)

事業概要

総構えの発掘調査や文献調査などの詳細調査結果を基に、関係機関と連携しつ つ遺構の保存に配慮しながら、籠田総門を始めとする各種門や曲輪などを史実に基 づいて適切な復元整備を行う。また、総構えの位置を現地で分かりやすく表示する ための方法の検討と、その方法などに基づく表示の整備を行う。さらに、本宿、藤川 における歴史的建造物の復元等の整備を行う。

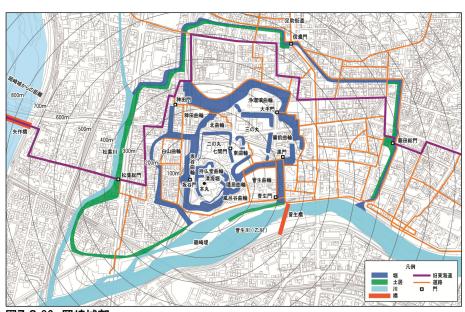


図7-3-26 岡崎城郭



図7-3-27 籠田総門の位置(赤点線)



図7-3-28 大手門の位置(赤点線)

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

本市の歴史・文化・伝統を継承する史跡岡崎城跡においては城郭規模を体験できるような環境整備を行うなど、日常生活の中で本市の歴史文化資産を感じられることで、市街地の魅力の向上に大きく貢献することが期待されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

事業番号 4-1 事業名 無電柱化事業 事業主体 岡崎市 事業期間 令和元年度(2019)~令和7年度(2025) 令和2年度(2020)、令和4年度(2022):社会資本整備総合交付金(街なみ環境 支援事業名 整備事業) 事業箇所 重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域) 事業概要 「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「八帖地区」等の景観形成重 点地区等内の路線について、それぞれの路線に応じた工法による無電柱化の整備 を行う。 無電柱化想定範囲 (八帖地区) 図7-3-29 八帖地区景観形成重点地区 事業が 無電柱化によって、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善が図ら 歴史的風致の れ、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観の形成が促進されることに 維持及び向上に より、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

寄与する理由

事業番号 4-2 事業名 道路美装化事業 事業主体 岡崎市 事業期間 平成 29 年度(2017)~令和7年度(2025) 支援事業名 平成 29 年度(2017)~令和元年度(2019):社会資本整備総合交付金(都市再生 整備計画事業) 事業箇所 重点区域(大樹寺三門前、滝山寺参道、旧東海道等) 事業概要 「八帖地区」「藤川地区」等の景観形成重点地区内の旧東海道等や大樹寺三門 前等の路線について、脱色アスファルトや石畳風の道路舗装など美装化の整備を行 う。



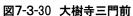




図7-3-31 滝山寺参道



図7-3-32 藤川地区

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

道路美装化によって、歴史的風致の舞台となる建造物とその周辺における歴史的なまちなみ景観の形成がより促進され、歴史的景観に見合った市街地環境が整備されることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



			T	
		事業番号	4-3	
事業名	まちなみ景観整備事業			
事業主体	岡崎市、所有者等	有者等		
事業期間	平成 28 年度(2016)~令和7年度(2025) 平成 28 年度(2016):市単独事業 平成 29 年度(2017)~平成 30 年度(2018):社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 平成 29 年度(2017)~令和3年度(2021):社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 令和4年度(2022):都市構造再編集中支援事業			
支援事業名				
事業箇所	重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域等)			
事業概要		点地区、眺望景観保全地域」「八帖地区」等の景観形成重 岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合す 観修景に対して支援する。		
事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由	建築物や工作物の外観修景によって、地区全体の電境を整備することで、歴史的風致の構成要素である良ることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する	好な市街地球		

事業番号 4-4 事業名 景観阻害要素除去事業 事業主体 所有者(間接) 事業期間 平成 30 年度(2018)~令和7年度(2025) 支援事業名 平成30年度(2018)、令和元年度(2019)、令和4年度(2022):社会資本整備総合 交付金(街なみ環境整備事業) 重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域) 事業箇所 事業概要 岡崎市景観計画等に定める景観形成重点地区等において、景観形成基準等に 適合していない既存不適格物件(建築物や工作物)の改修、早期改修を目的に、基 準に適合する改修等に対して支援等する。 図7-3-34 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観 慈光寺 新柿田橋 鴨田南町 図7-3-35 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観(ビスタライン) . 日名橋線 標高(m) 40.00 -1,000 図7-3-36 ビスタライン 改修等による景観阻害要素の除去によって、まちなみ景観の形成がより促進さ 事業が 歴史的風致の れ、歴史的風致の構成要素である良好な市街地環境が整備されることによって、歴 維持及び向上に 史的風致の維持及び向上に寄与する。 寄与する理由

事業番号

5-1

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

事業名サイン・案内板整備事業事業其体岡崎市事業期間平成6年度(1994)~令和7年度(2025)支援事業名平成 28 年度(2016):市単独事業
平成 28 年度(2016)~令和元年度(2019):社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
令和元年度(2019):歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金(歴史的風致活用国際観光支援事業)
令和元年度(2019)、令和2年度(2020)、令和4年度(2022):社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

令和2年度(2020):都市構造再編集中支援事業

事業箇所

市全域

事業概要

歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。また、案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICT 技術の活用を踏まえた検討をする。



図7-3-37 観光ルートの案内看板(改修箇所)



図7-3-38 歴史文化資産等の説明看板

事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由

本市の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置することによって、本市の歴史文化に関する理解が深まるとともに、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号	5-2
事業名	観光拠点施設整備事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	令和5年度(2023)~令和7年度(2025)		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	重点区域		
事業概要	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において も含め、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する としての機能等を備えた拠点施設の整備を行う。		
事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由	施設を整備することによって、来訪者が休憩とともに解を深めることができ、それらを巡る周遊観光の利便性ことから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	5-3
事業名	観光受入環境整備事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 27 年度(2015)~令和7年度(2025)		
支援事業名	令和元年度(2019):歷史的風致活用国際観光支援事業費補助金(歷史的風致活用国際観光支援事業)		
事業箇所	重点区域		
事業概要	魅力的な観光周遊ルートの形成に向けた整備計画を作成し、受入のための具体的なソフトとハードの環境整備を行う。 具体的には、駐車場や観光用のタクシーの整備のほか、ワンデイパスなど公共交通利用促進、外国人向けの案内ガイドの育成や外国人向けの体験プログラムの開発と実施を行う。		
事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由	受入環境を整備することによって、外国人を始めとすに関する理解を深めることができ、それらを巡る周遊観が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄り	光の利便性や	